

群馬県成長実現型M&A補助金 交付要綱

(通則)

第1条 群馬県成長実現型M&A補助金（以下「補助金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、後継者不在等を理由に廃業を検討している事業者の事業承継や、企業統合を契機に経営基盤の強靱化を図る事業者が取り組むM&Aの準備、実行及び承継後のPMI（経営統合作業）に係る経費の一部を補助することで、県内事業者の成長及び県内経済の持続的な発展を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「中堅企業者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業者をいう。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定に準じ、別表1の定義に該当する者をいう。
- (3) 「県内中堅・中小企業者」とは、前二号に規定する中堅企業者又は中小企業者であって、県内に主たる事業所を有する者をいう。
- (4) 「M&A」とは、「Mergers（合併）and Acquisitions（買収）」の略称であり、会社法（平成17年法律第86号）の定める組織再編（合併や会社分割）に加え、株式譲渡や事業譲渡を含む、各種手法による事業の引継ぎ（譲り渡し・譲り受け）をいう。ただし、以下の場合を除く。
 - ア 親族間の事業承継に相当するもの。
 - イ 物品、不動産等のみの売買に相当するもの。
 - ウ 従前より対象会社の支配権を有する者の間で行われる事業承継、業務提携など、実質的な経営権・事業の移転を伴わないもの。
 - エ 株式又は持分の移転において、譲受者が譲渡者の総株主等議決権数又は出資の過半数（議決権に制限のない株式等に限る。）以上を有しないもの。
 - オ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年経済産業省令第22号。以下「令」という。）第1条第17項に定める「資産保有型会社」に関するもの。ただし、令第6条第2項各号のいずれにも該当する場合を除く。
 - カ 令第1条第18項に定める「資産運用型会社」に関するもの。ただし、令第6条第2項各号のいずれにも該当する場合を除く。
 - キ その他、本補助金の趣旨にそぐわないもの。
- (5) 「PMI」とは、「Post Merger Integration」の略称であり、M&A成立後の一定期間内に行う統合作業をいう。

- (6) 「デュー・ディリジェンス」とは、対象企業である譲り渡しにおける各種のリスク等を精査するため、主に買い手がF A (ファイナンシャルアドバイザー)や士業等専門家に依頼して実施する調査をいう。
- (7) 「M&Aの成立」とは、最終契約に基づく株式や事業等の引渡し手続きと、譲渡代金の支払手続等により、経営資源の移転が完了した状態をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる区分のとおりとする。

(1) 譲渡型 (売り手支援)

県内に主たる事業所を有する中小企業者が、経営資源を第三者に譲り渡すことを目的として実施するM&Aの準備、又は実行段階における企業・事業価値評価、企業概要書作成、M&A仲介・F A契約等の事業

(2) 譲受型 (買い手支援)

M&Aの成立が見込まれる県内中堅・中小企業者が、他の企業等の経営資源を譲り受けることを目的として実施するデュー・ディリジェンスの実施、M&A仲介・F A契約等の事業

(3) 承継後支援型

令和7年度以降に成立のあったM&Aにより、経営資源の一部又は全部を譲り受けた県内中堅・中小企業者が実施するP M I (経営統合や業務統合等)に係る専門家活用、統合効果の最大化を目的とした設備投資等の取組。

(補助対象経費)

第5条 前条に規定する各事業区分の補助対象経費、補助率及び補助上限額は別表2のとおりとする。なお、補助対象経費は知事が必要かつ適当と認めるものとし、補助金額は1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

- 2 前条の事業区分のうち「譲受型 (買い手支援)」において、補助事業期間内にM&Aの成立が実現しなかった場合には、補助上限額を100万円とし、原則としてデュー・ディリジェンス費用のみを補助対象経費とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、補助金額は予算の範囲内とし、消費税及び地方消費税は補助対象としない。

(補助対象者)

第6条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者 (以下「補助対象者という。」) は、別表3に掲げる共通要件を満たす者であり、かつ、第4条に規定する事業区分に応じて次に掲げるすべての要件を満たす者とする

(1) 譲渡型 (売り手支援)

ア 県内に主たる事業所を有する中小企業者であること。

イ 既に事業承継について支援を受けていること。

ウ 経営資源の引継ぎにより、事業や雇用等が第三者により継続されることが見込まれること。

エ 交付申請時点で、補助事業に係るM&Aが基本合意書の締結前であること。

(2) 譲受型（買い手支援）

- ア 県内中堅・中小企業者であること。
- イ 経営資源を譲り受ける候補となる企業が特定されていること。
- ウ 事業や雇用等の経営資源を譲り受けた後、シナジーを生かした成長が見込まれること。
- エ 交付申請時点で、補助事業に係るM&Aが基本合意書の締結前であること。
- オ デュー・ディリジェンスの実施等により、確度の高いM&A実施が見込まれること。
- カ 補助金の申請時点において、「パートナーシップ構築宣言」の登録企業、又は登録申請を行い第8条に規定する交付決定までに登録企業となることが見込まれること。

(3) 承継後支援型

- ア 県内中堅・中小企業者であること。
- イ M&Aの成立が令和7年4月1日以降であること。
- ウ PMI実施により、M&Aの目的達成及び統合効果の最大化が見込まれること。
- エ 補助金の申請時点において、「パートナーシップ構築宣言」の登録企業、又は登録申請を行い第8条に規定する交付決定までに登録企業となることが見込まれること。

- 2 「譲渡型（売り手支援）」において、株式譲渡により経営資源を譲り渡す場合は、株式譲渡により異動する株式を発行している中小企業者と、当該中小企業者の議決権の過半数を有する株主（以下、「支配株主」という。）又は当該中小企業者の議決権の過半数を有する株主の代表者（以下「株主代表」という。）が共同申請とすることができるものとし、この場合、支配株主並びに株主代表は別表3に掲げる共通要件を満たす者であること。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、「交付申請書（様式1）」を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業計画書（様式1（別紙1））
- (2) 役員等一覧表（様式1（別紙2））
- (3) 収支予算書（様式1（別紙3））
- (4) 誓約書（様式1（別紙4））
- (5) 補助対象経費に係る書類（見積書等）
- (6) 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届の写し）
- (7) 決算報告書（直近2期分）
- (8) 会社案内等会社の概要がわかるもの
- (9) 承継後支援型に該当する者として申請する場合は、M&Aにより事業の一部又は全部を譲り受けたことを確認することができるもの
- (10) その他知事が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第8条 知事は、第7条による申請があったときは、当該申請に係る書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、「交付決定通知書(様式2)」により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じ条件を付すことができる。また、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項について、修正を加えて交付の決定をすることができる。

(実施期間)

第9条 補助事業の実施期間は、交付決定がなされた日から当該年度の2月12日までとする。

(補助事業の着手)

第10条 第8条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定の後に、補助事業に着手しなければならない。ただし、第4条に規定する事業区分のうち「譲渡型(売り手支援)」もしくは「譲受型(買い手支援)」におけるM&A仲介、又はFAに係る委託契約については、事前着手を認める。

2 前項の補助事業の着手とは、補助事業に係る契約の締結をいう。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、第8条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第12条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、「変更承認申請書(様式3)」又は「補助事業中止(廃止)承認申請書(様式4)」を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更(知事があらかじめ認める軽微なものを除く)変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認について、必要に応じ条件を付すことができる。また、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、変更の承認申請に係る事項について、修正を加えてその承認をすることができる。

3 知事は、第1項の規定により、補助事業を中止又は廃止する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、「補助事業中止(廃止)承認書(様式5)」により申請者に通知するものとする。

4 補助事業が中止又は廃止となった場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一

部を取り消し、又は変更することができる。

(補助金の交付決定の変更及び取消し等)

第13条 知事は、前条の規定により補助事業の計画変更の承認をしたときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更するときは、「変更交付決定通知書(様式6)」により申請者に通知するものとする。

3 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容やこれに付した条件、その他この要綱に違反したとき又はこの要綱等に基づく指示に従わないときは、補助金の交付決定を取消すことができるものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに「補助事業遅延等報告書(様式7)」を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)から15日以内又は補助金の交付決定を受けた会計年度内の別に定める日のいずれか早い日までに、「実績報告書(様式8)」に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業報告書(様式8(別紙1))
- (2) 収支決算書(様式8(別紙2))
- (3) 振込口座依頼書(様式8(別紙3))
- (4) 補助対象経費の支出に係る一連の証拠書類(見積書、契約書、請求書等)
- (5) 補助事業の成果報告に係る資料
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金額の確定の通知)

第16条 知事は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容に係る書類の審査及び完了検査等により、その成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定の上、「確定通知書(様式9)」により補助事業者に通知し、当該補助金を交付するものとする。

(理由の提示)

第17条 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、又は補助事業の遂行の指示等をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第18条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(調査)

第19条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

(財産の管理及び処分)

第20条 補助事業者は、当該事業により取得又は効用が増加した財産を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項で定める期間を経過する以前に、補助事業により取得又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、「財産処分承認申請書(様式10)」を知事に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円未満のものについてはこの限りでない。
- 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(補助事業完了後の報告等)

第21条 補助事業者は、補助事業を完了した日の属する年度以降3年間、各年度における取組状況について、「年次報告書(第11号様式)」により知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、知事は、当該報告の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 「譲渡型(売り手支援)」において、M&Aの成立もしくは事業承継が行われたとき。あつては、事業承継が成立した旨の報告があったとき。
 - (2) 災害等のやむを得ない事情により報告が困難であると知事が認めたとき。
 - (3) その他個別の状況により、報告が不要であると知事が認めたとき。

(証拠書類等の保管)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類(見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書等、債務の発生事実及び支払いにあたって作成又は取得した一切の書類)を整理し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第23条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該

情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、又は漏えいしてはならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の規定を遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 4 本条の規定は、補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他）

第24条 規則及び要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月30日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

業 種	次のいずれかを満たす者	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他業種（下記に掲げる業種を除く。）（注 1）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業（注 2）	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

（注 1）ゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 900 人以下。

（注 2）ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下、旅館業は資本金 5 千万円以下又は従業員 200 人以下。

別表 2 (第 5 条関係)

区 分	補助対象経費 (注 1)	補助率	補助上限額
譲渡型 (売り手支援)	<ul style="list-style-type: none"> ○システム利用料 ○専門家への業務委託経費 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・企業、事業価値評価 ・株価算定 ・企業概要書作成 ・契約書等の作成、レビュー ・セカンドオピニオン ・M&A 仲介、F A 契約に係る手数料 	1/2以内	100万円以内 ※10万円を 下限とする
譲受型 (買い手支援)	<ul style="list-style-type: none"> ○専門家への業務委託経費 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・デュー・ディリジェンス ・契約書等の作成、レビュー ・セカンドオピニオン ・M&A 仲介、F A 契約に係る手数料 ・各種登記手続に係る費用 	1/2以内	200万円以内 ※20万円を 下限とする
	<p>M & A 未成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家への業務委託経費のうち、 デュー・ディリジェンス費用のみ (注 2) 		100万円以内 ※10万円を 下限とする
承継後 支援型	<ul style="list-style-type: none"> ○P M I に係る専門家への業務委託経費 (統合計画、100日プランの策定など) ○統合計画等に基づく P M I 実行に係る設備費、 外注費、委託費 	1/2以内	200万円以内 ※20万円を 下限とする

(注 1) 消費税及び地方消費税、収入印紙 (印紙税)、振込手数料、その他補助対象経費とすることが不相当と判断する経費については補助対象外。

(注 2) 補助事業者の一方的な自己都合により M & A が成立に至らなかったと判断される場合には、デュー・ディリジェンス費用についても補助対象経費として認めない。

別表 3 (第 6 条関係)

共通要件
<p>(1) 次に掲げる「みなし大企業」に該当する者でないこと。</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を、同一の大企業が所有している中堅企業者又は中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中堅企業者又は中小企業者</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中堅企業者又は中小企業者</p> <p>※「大企業」とは、「常時使用する従業員数が 2,000 人超の事業者」を指す。</p>
<p>(2) 以下に掲げる法人、団体等に該当する者でないこと。</p> <p>社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、及び法人格のない任意団体</p>
<p>(3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者</p> <p>エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者</p> <p>オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者</p> <p>ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者</p>
<p>(4) 自己又は自社の役員等及び被雇用者が、次のいずれにも該当する者でないこと。</p> <p>ア 出入国管理及び難民認定法による不法就労者</p> <p>イ 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者</p>
<p>(5) 国税、県税及び市町村税の未納がないこと。</p>
<p>(6) 同一の補助事業について、国、県又は市町村等が実施する他の補助金の交付を受けるものでないこと。</p>
<p>(7) 法令又は公序良俗に反する行為が認められる者でないこと。</p>
<p>(8) その他、補助金の交付を受けることが不適當であると知事が認める者でないこと。</p>